



# ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子氏

**Q** 我が社は小さな建設会社をしています。一括有期事業開始届が廃止になるようですが、どのように変更になったのかよくわかるように説明してくれますか？

**A** ご質問は労働保険の事ですね。労働保険は事業場単位で管理しますので、建設事業や立木の伐採の事業は、原則として個々の工事や作業場ごとに有期事業(期間を定める事業)の届け出をしなければなりません(以下は建設事業についてのみ書きます)。ただ、小規模の工事を多数行う場合には煩雑になるため、一定の要件を満たす場合はまとめて労働保険を申告できるとされており、それがご質問にある「一括有期事業」です。

「有期事業の一括」ができる要件は次の通りです。

- ① 事業主が同一であること
- ② それぞれの事業が建設の事業又であること
- ③ それぞれの事業の概算保険料の額が160万円未満、かつ、建設事業の場合は、消費税額を除いた請負金額が1億8,000万円未満(平成27年3月31日以前に開始された事業について消費税額を含む請負金額が1億9,000万円未満)であること。

大きな工事の場合は、一つの工事で労働保険番号を受け、工事現場の目につく場所に掲示してあります。皆様ご覧になったことはないでしょうか？そのような大きな工事は、一括はできません。

また、それぞれの事業が一定の地域的範囲(隣接する都道府県等)で行われること等の地域要件が定められているため、その地域外で行われる事業は一括できず、小規模な事業でも、個別に有期事業として成立させる必要がありました。地域要件とは、例えば千葉県であれば、千葉県に隣接する県である茨城県、埼玉県、東京都、その他告示で定める地域として、栃木県、群馬県、神奈川県、静岡県であれば一括ができるとされています。

現在、一括有期事業について必要な手続きは次の通りです。

## ＜有期事業の一括を始めるとき提出するもの＞

- ・ 保険関係成立届(事業を開始した日から10日以内)

- ・ 概算保険料申告書(保険関係の成立した日から50日以内)

## ＜毎月提出を要するもの＞ ※これが不要となる

- ・ 一括有期事業開始届(一括される有期事業を開始した日の属する月の翌月10日までに)

## ＜年度更新の時又は有期事業の一括を終了し保険関係を消滅させるとき提出するもの＞

- ・ 概算・確定保険料/一般拠出金申告書
- ・ 確定保険料/一般拠出金申告書
- ・ 一括有期事業報告書
- ・ 一括有期事業総括表

今回、行政のコストを削減するために平成31年4月1日より次の2点が簡素化することになりました。小規模な建設事業を、年間を通じ数多く行う場合、毎月、所轄監督署に保険手続きをしなくても良いことは、建設事業主にとっても良い事ですね。

## ＜改正概要＞

1. 一括有期事業開始届の廃止  
平成31年4月1日以降に開始する有期事業から、一括有期事業開始届が廃止となり届出の必要がなくなります。
2. 一括有期事業の地域要件の廃止  
平成31年4月1日以降に開始する有期事業は、この要件が廃止され、遠隔地で行われるものも含めて一括できるようになります。

極端なことを言えば北海道の会社が沖縄県の工事を一括有期事業とすることができることとなります。あくまでも日本国内だけですが、国際化されつつある現代に相応しくないと行政も判断したのだと思います。(一括有期事業開始届に関しては、実は今までも、年度更新の際に一括有期事業報告書により報告さえすれば、開始時の届出が無くとも監督署から指摘されることはありませんでした。)

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980